

○内閣府令第 号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五年法律第七十九号）の一部の施行及び金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（令和六年政令第 号）の施行に伴い、金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令を次のように定める。

令和六年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

金融商品取引法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う金融庁関係内閣府令の整理に関する内閣府令

（銀行法施行規則の一部改正）

第一条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(預金者等に対する情報の提供) 第十三条の三 「略」</p> <p>〔2〕4 略〕</p> <p>5 銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。））を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。</p> <p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合) 第十四条の十一の二十五 法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>〔一〕三 略〕</p>	<p>(預金者等に対する情報の提供) 第十三条の三 「同上」</p> <p>〔2〕4 同上〕</p> <p>5 銀行は、一の預金等に係る契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。））を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。</p> <p>(契約締結前交付書面の交付を要しない場合) 第十四条の十一の二十五 「同上」</p> <p>〔一〕三 同上〕</p>

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第十四条の十一の二十七第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五 「略」

〔2〕5 略〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十九 契約締結時交付書面に係る法第十三条の四において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面（第十四条の十一の二十七第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。）を交付している場合

五 「同上」

〔2〕5 同上〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第十四条の十一の二十九 「同上」

〔一〕三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者が法第五十二条の四十五の二において準用する金

融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 略〕

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 〔略〕

2 法第十六条の二第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

〔一〕三の四 略〕

三の五 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第三十四条の四十八第一項において「保険媒介業務」という。）

〔四〕三十九 略〕

〔3〕6 略〕

融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合、当該銀行を委託銀行とする電子決済等取扱業者が法第五十二条の六十の十七において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。）が金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定により当該顧客に対し同項に規定する書面を交付している場合

〔2〕4 同上〕

（銀行の子会社の範囲等）

第十七条の三 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕三の四 同上〕

三の五 金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務（第二十七号及び第三十四条の四十八第一項において「保険媒介業務」という。）

〔四〕三十九 同上〕

〔3〕6 同上〕

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 金融庁長官等は、法第五十二条の三十六第一項に規定する許可の申請があつた場合において、法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〕三 略〕

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〕ハ 略〕

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日(更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。)前三十日以内にその法人の取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人、理事、監事若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者(法第四十七條第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(1)において同じ。)であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔1〕9 略〕

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務(同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。))の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。)を取り消された場合

(銀行代理業の許可の審査)

第三十四条の三十七 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上〕

ニ 〔同上〕

〔1〕9 同上〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録(預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務(同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。))の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。)を取り消された場合

(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十一条の許可若しくは農林中央金庫法第

(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録(当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。)と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 法第五十二条の十五第一項の規定により法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、法第五十二条の五十六第一項(長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十一条の許可若しくは農林中央金庫法第

九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(9) 略

九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書若しくは法第五十二条の三十六第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の認可、許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該認可、許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 〔同上〕

〔1〕(9) 同上

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

〔五〇七 略〕

（銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第三十四条の四十四 第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十四

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しくは金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

〔五〇七 同上〕

（銀行代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第三十四条の四十四 第十三条の三の規定は、法第五十二条の四十四

第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十三条の三第五項中「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該銀行代理業者の所属銀行」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第三十四条の四十五 銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

〔2〜4 略〕

（変更の届出を要しない場合等）

第三十四条の六十四の七 「略」

2 法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決

第二項の規定による銀行代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第十三条の三第五項中「当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者、当該銀行を委託銀行（法第二条第十七項第二号に規定する委託銀行をいう。以下同じ。）とする電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該銀行代理業者の所属銀行」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第三十四条の四十五 銀行代理業者（法第五十二条の六十の二第一項に規定する銀行等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第十三条の五第一項、第二項及び第四項の規定を準用する。

〔2〜4 同上〕

（変更の届出を要しない場合等）

第三十四条の六十四の七 「同上」

2 法第五十二条の六十一の六第一項の規定により届出を行う電子決

濟等代行業者（法第五十二条の六十の八第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。以下同じ。）は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3

〔略〕

（利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第三十四条の六十四の二十五 法第五十二条の六十一の二十四第一項に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げる情報とする。

- 一 法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代行業を営んでいる者（法第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をした電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

〔二・三 略〕

別表第三（第三十四条の六十一関係）

濟等代行業者（法第五十二条の六十の八第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。以下同じ。）は、別表第四上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

3

〔同上〕

（利用者の利益を保護するために必要な会員に係る情報）

第三十四条の六十四の二十五 〔同上〕

- 一 法第五十二条の六十一の二の登録を受けないで電子決済等代行業を営んでいる者（法第五十二条の六十の八第三項の規定による届出をした電子決済等取扱業者及び金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定による届出をした金融サービス仲介業者である者を除く。）を知ったときは、当該者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、商号又は名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）その他の当該者に関する情報並びに当該者が行う電子決済等代行業に係る業務に関する情報

〔二・三 同上〕

別表第三（第三十四条の六十一関係）

備考 表中の「」の記載は注記である。	<table border="1"> <tr> <td>届出事項</td> <td>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき</td> </tr> <tr> <td>記載事項</td> <td>「略」</td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td>一 「略」 二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し</td> </tr> </table>	届出事項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	記載事項	「略」	添付書類	一 「略」 二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し
	届出事項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき					
記載事項	「略」						
添付書類	一 「略」 二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し						
<table border="1"> <tr> <td>届出事項</td> <td>金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき</td> </tr> <tr> <td>記載事項</td> <td>「同上」</td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td>一 「同上」 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し</td> </tr> </table>	届出事項	金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	記載事項	「同上」	添付書類	一 「同上」 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し	
届出事項	金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき						
記載事項	「同上」						
添付書類	一 「同上」 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し						

(信用金庫法施行規則の一部改正)

第二条 信用金庫法施行規則(昭和五十七年大蔵省令第十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(金庫の子会社の範囲等) 第六十四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第五十四条の二十一第一項第一号ロ又は第五十四条の二十三第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。</p> <p>「一〇三の四 略」</p> <p>三の五 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第二十七号及び第百五十四条第一項において「保険媒介業務」という。)</p> <p>「四〇三十九 略」</p> <p>「4〇10 略」</p> <p>(金庫との間の契約に定めなければならない事項) 第九十九条の四 法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者(同条第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の三の二第</p>	<p>(金庫の子会社の範囲等) 第六十四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇三の四 同上」</p> <p>三の五 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第二十七号及び第百五十四条第一項において「保険媒介業務」という。)</p> <p>「四〇三十九 同上」</p> <p>「4〇10 同上」</p> <p>(金庫との間の契約に定めなければならない事項) 第九十九条の四 法第八十五条の五第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用金庫電子決済等代行業者(同条第一項に規定する信用金庫電子決済等代行業者をいい、法第八十五条の三の二第</p>

二項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる信用金庫電子決済等取扱業者及び法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。第九十九条の十六及び第七十条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第九十九条の八、第七十条の二の八第二項、第七十条の二の九及び第七十条の二の十において同じ。）を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該信用金庫電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2
〔略〕

（預金者等に対する情報の提供）

二項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる信用金庫電子決済等取扱業者及び法第八十五条の十一第六項の規定により当該信用金庫電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者（銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）を含む。第九十九条の十六及び第七十条の二の十八第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用金庫電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第九十九条の八、第七十条の二の八第二項、第七十条の二の九及び第七十条の二の十において同じ。）を受けて法第八十五条の四第二項各号に掲げる行為（第九十九条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該信用金庫電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用金庫電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該信用金庫電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用金庫電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用金庫電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該金庫が行うことができる措置に関する事項とする。

2
〔同上〕

（預金者等に対する情報の提供）

第二百二条 「略」

〔2〕4 略

5 金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（信用金庫代理業の許可の審査）

第四百四十三条 金融庁長官等は、法第八十五条の二第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

〔一〕三 略

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

〔イ〕ハ 略

ニ 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の

第二百二条 「同上」

〔2〕4 同上

5 金庫は、一の預金等に係る契約の締結について、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（信用金庫代理業の許可の審査）

第四百四十三条 「同上」

〔一〕三 同上

四 「同上」

〔イ〕ハ 同上

ニ 「同上」

理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)～(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条

〔(1)～(9) 同上〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条

、法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

、法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十六条第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項(第三号及び第四号を除く。)の規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十五条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十五条の二第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 「同上」

〔1〕(9) 同上〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法、出資の受

入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービス
の提供及び利用環境の整備等に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を
終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

〔五〇七 略〕

（信用金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第五十条 第二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第二条第五項中「当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該信用金庫代理業者の所属信用金庫」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第五十一条 信用金庫代理業者（法第八十五条の二の二に規定する金庫等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販

入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律若しくは金融サービス
の提供に関する法律又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者

〔五〇七 同上〕

（信用金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第五十条 第二条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による信用金庫代理業者が行う預金者等に対する情報の提供について準用する。この場合において、第二条第五項中「当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）」とあるのは、「当該信用金庫代理業者の所属信用金庫」と読み替えるものとする。

（預金等との誤認防止等）

第五十一条 信用金庫代理業者（法第八十五条の二の二に規定する金庫等を除く。）が、金融商品の販売（金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をい、同項第一号

売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。)又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第四百条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2〜4 略〕

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十三 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〜三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。)

が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定)により当該顧客に対し契約締結前交付書面(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面)を交付しなければならない場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者、当該信用金庫電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前

及び第二号に掲げる行為を除く。)又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第四百条第一項及び第二項の規定を準用する。

〔2〜4 同上〕

(契約締結前交付書面の交付を要しない場合)

第七十条の二十三 〔同上〕

〔一〜三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者(預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。)

が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定(金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面)を交付しなければならない場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者、当該信用金庫電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面(金融サービス仲介業者にあつては

交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第七十条の二十五第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。））を交付しているとき。

五 「略」

〔2～5 略〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第七十条の二十七 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七条の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一～三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）

が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二

、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第七十条の二十五第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。））を交付しているとき。

五 「同上」

〔2～5 同上〕

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第七十条の二十七 「同上」

〔一～三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の金庫、当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者、当該金庫を委託信用金庫とする信用金庫電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）

が準用金融商品取引法第三十七条の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七

項において準用する金融商品取引法第三十七条の四第一項に規定する書面)を交付しなければならない場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者、当該信用金庫電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2〕4 略〕

別表第三(第百六十七条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
〔略〕	〔略〕	<p>一 〔略〕</p> <p>二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録(預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第十六条第一項の変更登録(預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限</p>

条の四第一項に規定する書面)を交付しなければならない場合において、当該金庫、当該信用金庫代理業者、当該信用金庫電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

〔2〕4 同上〕

別表第三(第百六十七条関係)

届出事項	記載事項	添付書類
〔同上〕	〔同上〕	<p>一 〔同上〕</p> <p>二 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録(預金等媒介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第十六条第一項の変更登録(預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る)を受けたとき</p>

る。()を受けたとき

備考 表中の「」の記載は注記である。

(貸金業法施行規則の一部改正)

第三条 貸金業法施行規則(昭和五十八年大蔵省令第四十号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)</p> <p>第五条の三 法第六条第一項第七号及び第二十四条の二十七第一項第八号に規定する内閣府令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>一 法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号若しくは第五号の規定による届出をした者(解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。)<u>又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三十八条第一項各号(第二号から第四号までを除く。)</u>のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務(同法第十一条第五号及び第十二条の二第三項において同じ。))の種別に係るものに限る。次号において同じ。)の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号に</p>	<p>(不正な行為等をするおそれがあると認められる者)</p> <p>第五条の三 「同上」</p> <p>一 法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第四号若しくは第五号の規定による届出をした者(解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある者を除く。)<u>又は金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三十八条第一項各号(第二号から第四号までを除く。)</u>のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録(貸金業貸付媒介業務(同法第十一条第五号及び第十二条の二第三項において同じ。))の種別に係るものに限る。次号において同じ。)の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号に該当する旨の同項の規定による届出をした者</p>

該当する旨の同項の規定による届出をした者（金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡について相当の理由がある者を除く。）であつて、これらの届出の日から五年を経過しないもの

二 法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第二号、第四号若しくは第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項各号（第二号から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項第三号、第五号若しくは第七号の規定による届出をした法人（金融サービス仲介業の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡、合併又は解散について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者であつて、これらの

（金融サービス仲介業（同法第十一条第一項に規定する金融サービス仲介業をいう。以下この号及び次号において同じ。）の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継又は金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡について相当の理由がある者を除く。）であつて、これらの届出の日から五年を経過しないもの

二 法第二十四条の六の四第一項各号若しくは第二十四条の六の五第一項各号のいずれかに該当するとして登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に法第十条第一項第二号、第四号若しくは第五号の規定による届出をした法人（合併、解散又は貸金業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項各号（第二号から第四号までを除く。）のいずれかに該当するとして同法第十二条の登録の取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日若しくは処分をしないことの決定をする日までの間に金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項第三号、第五号若しくは第七号の規定による届出をした法人（金融サービス仲介業の廃止、分割による金融サービス仲介業に係る事業の全部の承継、金融サービス仲介業に係る事業の全部の譲渡、合併又は解散について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者であつて、これらの通知があつた日前三十日に当たる日から当該

通知があつた日前三十日に当たる日から当該法人の合併、解散又は廃止の日（金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。第十二条の二第三項及び第十三条第十六項において同じ。）にあつては分割又は事業の全部の譲渡の日を含む。）までの間にその地位にあつたものでこれらの届出の日から五年を経過しないもの

三 法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員（同項に規定する役員をいう。）又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員（同法第十五条第一号ノに規定する役員をいう。）であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

四 法第二十四条の六の四第二項に該当するとして役員（同項に規定する役員をいう。）の解任を命ぜらるる処分又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）に該当するとして役員（同法第十五条第一号ノに規定する役員をいう。）の解任を命ぜらるる処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日からこれらの処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に退任したこれらの命令により解任されるべきとされた者（退任について相当の理由がある者を除く。）で当該退任の日から五年を経過しない者

（廃業等の届出）

法人の合併、解散又は廃止の日（金融サービス仲介業者（同法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。第十二条の二第三項及び第十三条第十六項において同じ。）にあつては分割又は事業の全部の譲渡の日を含む。）までの間にその地位にあつたものでこれらの届出の日から五年を経過しないもの

三 法第二十四条の六の四第二項の規定により解任を命ぜられた役員（同項に規定する役員をいう。）又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員（同法第十五条第一号ノに規定する役員をいう。）であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

四 法第二十四条の六の四第二項に該当するとして役員（同項に規定する役員をいう。）の解任を命ぜらるる処分又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）に該当するとして役員（同法第十五条第一号ノに規定する役員をいう。）の解任を命ぜらるる処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日からこれらの処分をする日又は処分をしないことの決定をする日までの間に退任したこれらの命令により解任されるべきとされた者（退任について相当の理由がある者を除く。）で当該退任の日から五年を経過しない者

（廃業等の届出）

第十条 法第十条第一項の規定による届出を金融庁長官にしようとする者は、別紙様式第六号により作成した廃業等届出書（次項において単に「廃業等届出書」という。）に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類一部を添付して、同条第二項に規定する登録をした財務局長又は福岡財務支局長に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合 同法第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

2 「略」

（契約締結前の書面の交付）

第十二条の二 「略」

2 「略」

3 一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者（貸金業貸付媒介業務を行う者に限る。第十三条第十六項において同じ。）が当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に対し金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十二条において準用する法第十六条の二第一項又は第二項の規定により第一項各号又は前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは

第十条 「同上」

「一〇四 同上」

五 金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（貸金業貸付媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（貸金業貸付媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けた場合 同法第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し

2 「同上」

（契約締結前の書面の交付）

第十二条の二 「同上」

2 「同上」

3 一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者（貸金業貸付媒介業務を行う者に限る。第十三条第十六項において同じ。）が当該貸付けに係る契約の相手方となろうとする者に対し金融サービスの提供に関する法律第三十二条において準用する法第十六条の二第一項又は第二項の規定により第一項各号又は前項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは、貸金業者（顧客との

、貸金業者（顧客との間で当該貸付けに係る契約を締結する者に限る。第十三条第十六項において同じ。）は、前二項の規定にかかわらず、法第十六条の二第一項又は第二項に規定する書面に第一項各号及び前項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

〔4～9 略〕

（契約締結時の書面の交付）

第十三条 「略」

〔2～15 略〕

16 一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者が当該貸付けに係る契約の相手方に対し金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十二条において準用する法第十七条第一項、第二項又は第五項の規定により第一項各号又は第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは、貸金業者は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、法第十七条第一項、第二項又は第五項に規定する書面に第一項各号及び第三項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

〔17～19 略〕

間で当該貸付けに係る契約を締結する者に限る。第十三条第十六項において同じ。）は、前二項の規定にかかわらず、法第十六条の二第一項又は第二項に規定する書面に第一項各号及び前項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

〔4～9 同上〕

（契約締結時の書面の交付）

第十三条 「同上」

〔2～15 同上〕

16 一の貸付けに係る契約の締結について、金融サービス仲介業者が当該貸付けに係る契約の相手方に対し金融サービスの提供に関する法律第三十二条において準用する法第十七条第一項、第二項又は第五項の規定により第一項各号又は第三項各号に掲げる事項を記載した書面を交付したときは、貸金業者は、第一項及び第三項の規定にかかわらず、法第十七条第一項、第二項又は第五項に規定する書面に第一項各号及び第三項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

〔17～19 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める
内閣府令の一部改正)

第四条 証券取引等監視委員会の職員が検査及び犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令第六十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(検査をするときに携帯すべき証券の様式)</p> <p>第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二十二條第二項(同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。)、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三十七條第三項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二百十七條第二項(同法第二百九條(同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三十六條第三項及び第四十九條第三項、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二十条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十六條第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)の職員(委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。))が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 次に掲げる法律の規定による検査 別紙様式第一</p> <p>「イ」ニ 略</p>	<p>(検査をするときに携帯すべき証券の様式)</p> <p>第一条 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第九十条第一項、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第百九十八号)第二十二條第二項(同法第二百十三條第六項において準用する場合を含む。)、預金保険法(昭和四十六年法律第三十四号)第三十七條第三項、資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二百十七條第二項(同法第二百九條(同法第二百八十六條第一項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)、金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第三十六條第三項及び第四十九條第三項、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第七十五号)第二十条第二項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)第十六條第二項の規定により証券取引等監視委員会(以下「委員会」という。)の職員(委員会の委任を受けた財務局長又は財務支局長の命を受けた職員を含む。))が検査をするときに携帯すべきその身分を示す証券又は証明書は、次の各号に掲げる法律の規定による検査の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>一 「同上」</p> <p>「イ」ニ 同上</p>

ホ 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六條第一項及び第二項並びに第四十九條第一項及び第二項の規定

〔へ・ト 略〕

二 〔略〕

(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)

第二條 金融商品取引法第二百四條(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十一條及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二條において準用する場合を含む。)の規定により委員会の職員(金融商品取引法第二百四條第二項(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第六十一條及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二條において準用する場合を含む。))の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。)が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。

ホ 金融サービスの提供に関する法律第三十六條第一項及び第二項並びに第四十九條第一項及び第二項の規定

〔へ・ト 同上〕

二 〔同上〕

(犯則事件の調査をするときに携帯すべき証券の様式)

第二條 金融商品取引法第二百四條(金融サービスの提供に関する法律第二條及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二條において準用する場合を含む。))の規定により委員会の職員(金融商品取引法第二百四條第二項(金融サービスの提供に関する法律第二條及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第三十二條において準用する場合を含む。))の規定により委員会の職員とみなされる財務局又は財務支局の職員を含む。)が犯則事件の調査をするときに携帯すべきその身分を示す証券は、別紙様式第二による。

(委員会用)

表

第 号	犯 則 事 件 調 査 証 票
職名(又は官職)	氏 名
生 年 月 日	
<p>上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成12年法律第101号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、傾聴、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。</p>	
令和 年 月 日	証券取引等監視委員会 印

裏

(財務局又は福岡財務支局用)

表

第 号	犯 則 事 件 調 査 証 票
職名(又は官職)	氏 名
生 年 月 日	
<p>上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成12年法律第101号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、傾聴、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。</p>	
令和 年 月 日	財務局長又は福岡財務支局長 印

[略]

(委員会用)

表

第 号	犯 則 事 件 調 査 証 票
職名(又は官職)	氏 名
生 年 月 日	
<p>上記の者は、当委員会に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)、金融サービスの提供に関する法律(平成12年法律第101号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、傾聴、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。</p>	
令和 年 月 日	証券取引等監視委員会 印

裏

(財務局又は福岡財務支局用)

表

第 号	犯 則 事 件 調 査 証 票
職名(又は官職)	氏 名
生 年 月 日	
<p>上記の者は、当局に所属する職員で、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)、金融サービスの提供に関する法律(平成12年法律第101号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成19年法律第22号)の規定に基づき、犯則事件を調査するため、質問、検査、傾聴、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをする権限を有する者であることを証明する。</p>	
令和 年 月 日	財務局長又は福岡財務支局長 印

[同左]

(備考) [別]

備考 表中の「」の記載は注記である。

(備考) [同左]

(金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令の一部改正)

第五条 金融庁等の職員が検査の際に携帯すべき身分証明書等の様式を定める内閣府令(平成四年大蔵省令

第六十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第八十五条の五並びに第八十七條第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百二十九条第二項、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第百三十七條第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>〔一〇四十 略〕</p> <p>四十一 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十六条第三項、第四十九条第三項及び第七十条第三項</p> <p>〔2〇4 略〕</p>	<p>1 次の各号に掲げる法令の規定により、検査の際に金融庁又は財務局若しくは財務支局の職員が携帯すべきその身分を示す証明書又は証券は、別紙様式一による。ただし、金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二十六条第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）、第二十七条の二十二第一項（同法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）及び第二項、第二十七条の三十第一項、第二十七条の三十五第一項、第二十七条の三十七第一項、第八十五条の五並びに第八十七條第一項第四号の規定に基づく検査並びに同法第九十四条の七第二項及び第三項、預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第三百二十九条第二項、金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第八十二条第二項及び第三項並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）第二十二條第六項及び第七項の規定により証券取引等監視委員会に委任された検査については、この限りでない。</p> <p>〔一〇四十 同上〕</p> <p>四十一 金融サービスの提供に関する法律第三十六条第三項、第四十九條第三項及び第七十条第三項</p> <p>〔2〇4 同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正)

第六条 協同組合による金融事業に関する法律施行規則（平成五年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等) 第四条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 法第四条の二第一項第一号ロ又は第四条の四第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるもの(信用協同組合にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。</p> <p>「一〇三の四 略」</p> <p>三の五 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第二十七号及び第九十四条第一項において「保険媒介業務」という。)</p> <p>「四〇三十九 略」</p> <p>「4〇10 略」</p> <p>(預金者等に対する情報の提供) 第四十一条 「略」</p> <p>「2〇4 略」</p> <p>5 信用協同組合等は、一の預金等に係る契約の締結について、当該</p>	<p>(信用協同組合等の子会社の範囲等) 第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一〇三の四 同上」</p> <p>三の五 金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第三項に規定する保険媒介業務(第二十七号及び第九十四条第一項において「保険媒介業務」という。)</p> <p>「四〇三十九 同上」</p> <p>「4〇10 同上」</p> <p>(預金者等に対する情報の提供) 第四十一条 「同上」</p> <p>「2〇4 同上」</p> <p>5 信用協同組合等は、一の預金等に係る契約の締結について、当該</p>

信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）
、当該信用協同組合等を委託信用協同組合（法第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条 金融庁長官等は、法第六条の三第一項に規定する許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項の規定による審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

「一〇三 略」

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

「イ〇ハ 略」

信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）
、当該信用協同組合等を委託信用協同組合（法第六条の四の三第二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の四第一項に規定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）又は金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預金等媒介業務（同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）を行う者に限る。）が預金者等に対し第一項各号に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、同項の規定にかかわらず、当該預金者等に対し、同項各号に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

（信用協同組合代理業の許可の審査）

第八十三条 「同上」

「一〇三 同上」

四 「同上」

「イ〇ハ 同上」

二 次のいずれかに該当する場合において、その取消しの日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の理事、監事、取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。ト(2)において同じ。）であつた者でその取消しの日から五年を経過しない者

〔(1)～(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り

二 「同上」

〔(1)～(9) 同上〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二条の登録（預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務（同法第十一条第五項に規定する貸金業貸付媒介業務をいう。へにおいて同じ。）の種別に係るものに限る。ホにおいて同じ。）を取り消された場合

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(10)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号において同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許

消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十一条の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の

、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 銀行法第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第五項、労働金庫法第九十四条第三項、法第六条の四の二第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第八十一条及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十二条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項の許可、法第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第六十一条の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の二第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、貸金業法第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第二十四条の六の四第一項若しくは第二十四条の六の五第一項の規定により同法第三条第一項の登録を取り消された場合又は金融サービスの提供に関する法律第三十八条第一項（第三号及び第四号を除く。）の規定により同法第十二

規定により同法第十二条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次に掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

〔1〕(9) 略〕

(10) 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中

条の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

へ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第六条の三第一項、貸金業法第三条第一項若しくは金融サービスの提供に関する法律第十二条と同種類の許可若しくは登録（同条と同種類の登録にあつては、預金等媒介業務又は貸金業貸付媒介業務の種別と同種類の種別に係るものに限る。）を取り消され、又は当該許可若しくは登録の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 〔同上〕

〔1〕(9) 同上〕

(10) 金融サービスの提供に関する法律第三十八条第三項（第二号を除く。）の規定により解任を命ぜられた役員

(11) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役、執行役、会計参与、監査役、会計監査人又はこれらに準ずる者

チ 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、労働金庫法、中

小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農
林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の
取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しく
は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律又は
これらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これ
に相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑
の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった
日から五年を経過しない者

〔五〇七 略〕

（信用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第九十条 第四十一条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の
規定による信用協同組合代理業者が行う預金者等に対する情報の提
供について準用する。この場合において、第四十一条第五項中「当
該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定
する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代
理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）
」、当該信用協同組合等を委託信用協同組合（法第六条の四の第三
二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とす
る信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の四第一項に規
定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）又は
金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等
に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をい

小企業等協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法、農
林中央金庫法、貸金業法、出資の受入れ、預り金及び金利等の
取締りに関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）若しく
は金融サービスの提供に関する法律又はこれらに相当する外国
の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令
による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又は
その刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しな
い者

〔五〇七 同上〕

（信用協同組合代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第九十条 第四十一条の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の
規定による信用協同組合代理業者が行う預金者等に対する情報の提
供について準用する。この場合において、第四十一条第五項中「当
該信用協同組合等を所属信用協同組合（法第六条の三第三項に規定
する所属信用協同組合をいう。以下同じ。）とする信用協同組合代
理業者（同項に規定する信用協同組合代理業者をいう。以下同じ。）
」、当該信用協同組合等を委託信用協同組合（法第六条の四の第三
二項第二号に規定する委託信用協同組合をいう。以下同じ。）とす
る信用協同組合電子決済等取扱業者（法第六条の四の四第一項に規
定する信用協同組合電子決済等取扱業者をいう。以下同じ。）又は
金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律第十一条
第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）（預

う。以下同じ。)(預金等媒介業務(同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))を行う者に限る。)(とあるのは、「当該信用協同組合代理業者(法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。))の所属信用協同組合(同項に規定する所属信用協同組合をいう。))と読み替えるものとする。

(預金等との誤認防止等)

第九十一条 信用協同組合代理業者(法第六条の四に規定する信用組合等を除く。)(が、金融商品の販売(金融サービスの提供及び利用環境の整備等)に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。)(又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第四十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

[2~4 略]

(信用協同組合等との間の契約に定めなければならない事項)

第一百十条の四 法第六条の五の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用協同組合電子決済等代行業者(同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の四の四第二項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者及び法第六条の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等

金等媒介業務(同条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。))を行う者に限る。)(とあるのは、「当該信用協同組合代理業者(法第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者をいう。))の所属信用協同組合(同項に規定する所属信用協同組合をいう。))と読み替えるものとする。

(預金等との誤認防止等)

第九十一条 信用協同組合代理業者(法第六条の四に規定する信用組合等を除く。)(が、金融商品の販売(金融サービスの提供に関する法律第三条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号及び第二号に掲げる行為を除く。)(又はその代理若しくは媒介を行う場合には、第四十二条第一項及び第二項の規定を準用する。

[2~4 同上]

(信用協同組合等との間の契約に定めなければならない事項)

第一百十条の四 法第六条の五の三第二項第三号に規定する内閣府令で定める事項は、信用協同組合電子決済等代行業者(同条第一項に規定する信用協同組合電子決済等代行業者をいい、法第六条の四の四第二項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる信用協同組合電子決済等取扱業者及び法第六条の五の九第六項の規定により当該信用協同組合電子決済等代行業者とみなされる電子決済等代行業者(銀行法第二条第二十二項に規定する電子決済等

代行業者をいい、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第百十条の十六及び第百十条の三十四第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第百十条の八、第百十条の二十四第二項、第百十条の二十五及び第百十条の二十六において同じ。）を受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項とする。

2

〔略〕

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の五十六 準用金融商品取引法第三十七条の三第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕三 略〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合等

代行業者をいい、金融サービスの提供に関する法律第十八条第二項の規定により当該電子決済等代行業者とみなされる金融サービス仲介業者を含む。第百十条の十六及び第百十条の三十四第一号において同じ。）を含む。以下同じ。）が信用協同組合電子決済等代行業再委託者の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。以下この項、第百十条の八、第百十条の二十四第二項、第百十条の二十五及び第百十条の二十六において同じ。）を受けて法第六条の五の二第二項各号に掲げる行為（第百十条の二に定める行為を除く。）を行う場合において、当該信用協同組合電子決済等代行業再委託者の業務（当該信用協同組合電子決済等代行業者に委託した業務に限る。）に関して当該信用協同組合電子決済等代行業者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために当該信用協同組合電子決済等代行業者が行う措置並びに当該信用協同組合電子決済等代行業者が当該措置を行わないときに当該信用協同組合等が行うことができる措置に関する事項とする。

2

〔同上〕

（契約締結前交付書面の交付を要しない場合）

第百十条の五十六 〔同上〕

〔一〕三 同上〕

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合等

、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者、当該信用協同組合等を委託信用協同組合とする信用協同組合電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第百十条の五十八第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。））を交付しているとき。

五 「略」

〔2〕5 略

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者、当該信用協同組合等を委託信用協同組合とする信用協同組合電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面）を交付しなければならない場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する金融商品取引法第三十七条の三第一項に規定する書面（第百十条の五十八第十七号及び第十八号に掲げる事項を併せて記載するものに限る。））を交付しているとき。

五 「同上」

〔2〕5 同上

（契約締結時交付書面の交付を要しない場合）

第一百十条の六十 契約締結時交付書面に係る準用金融商品取引法第三十七條の四第一項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

「一〇三 略」

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者、当該信用協同組合等を委託信用協同組合とする信用協同組合電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七條の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條の四第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條の四第一項に規定する書面）を交付しなければならぬ場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

「二〇四 略」

別表第三（第七七條関係）

第一百十条の六十 「同上」

「一〇三 同上」

四 一の特定預金等契約の締結について、二以上の信用協同組合等、当該信用協同組合等を所属信用協同組合とする信用協同組合代理業者、当該信用協同組合等を委託信用協同組合とする信用協同組合電子決済等取扱業者又は金融サービス仲介業者（預金等媒介業務を行う者に限る。以下この号において同じ。）が準用金融商品取引法第三十七條の四第一項本文の規定（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條の四第一項本文の規定）により当該顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一條第二項において準用する金融商品取引法第三十七條の四第一項に規定する書面）を交付しなければならぬ場合において、当該信用協同組合等、当該信用協同組合代理業者、当該信用協同組合電子決済等取扱業者又は当該金融サービス仲介業者のいずれかが当該顧客に対しこれを交付しているとき。

「二〇四 同上」

別表第三（第七七條関係）

備考 表中の「」の記載は注記である。	<table border="1"> <tr> <td>届出事項</td> <td>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき</td> </tr> <tr> <td>記載事項</td> <td>「略」</td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td>一 「略」 二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し</td> </tr> </table>	届出事項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	記載事項	「略」	添付書類	一 「略」 二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し
	届出事項	金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき					
記載事項	「略」						
添付書類	一 「略」 二 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し						
<table border="1"> <tr> <td>届出事項</td> <td>金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき</td> </tr> <tr> <td>記載事項</td> <td>「同上」</td> </tr> <tr> <td>添付書類</td> <td>一 「同上」 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し</td> </tr> </table>	届出事項	金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき	記載事項	「同上」	添付書類	一 「同上」 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し	
届出事項	金融サービスの提供に関する法律第十二条の登録（預金等媒介業務の種別に係るものに限る。）又は同法第十六条第一項の変更登録（預金等媒介業務の種別の追加に係るものに限る。）を受けたとき						
記載事項	「同上」						
添付書類	一 「同上」 二 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の通知の写し						

(保険業法施行規則の一部改正)

第七条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(業務の代理又は事務の代行) 第五十一条 法第九十八条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。 「一・二 略」</p> <p>三 銀行代理業等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六十六条第二項に規定する特定信用事業代理業、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業及び預金等媒介業務（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一十号）第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七第二項において同じ。）をいう。第二百三十四条第三号及び第二百三十四条第一項第十八号において同</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(業務の代理又は事務の代行) 第五十一条 「同上」</p> <p>「一・二 同上」</p> <p>三 銀行代理業等（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六十六条第二項に規定する特定信用事業代理業、農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業及び預金等媒介業務（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一十号）第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。第二百三十四条及び第二百三十四条の二十七第二項において同じ。）をいう。第二百三十四条第三号及び第二百三十四条第一項第十八号において同じ。）</p>

じ。)

「三の二〇七 略」

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 「略」

2 法第六十条第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

「一・二 略」

二の二 保険媒介業務(金融サービスの提供及び利用環境の整備等)に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。)

「三〇四十七 略」

「三〇六 略」

(情報の提供)

第二百二十七条の二 「略」

「二〇七 略」

8 一の保険契約の締結又は団体保険に係る保険契約への加入について、保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人、保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人又は金融サービス仲介業者(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。)(保険媒介業務を行う者に限

「三の二〇七 同上」

(保険会社の子会社の範囲等)

第五十六条の二 「同上」

2 「同上」

「一・二 同上」

二の二 保険媒介業務(金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務をいう。以下同じ。)

「三〇四十七 同上」

「三〇六 同上」

(情報の提供)

第二百二十七条の二 「同上」

「二〇七 同上」

8 一の保険契約の締結又は団体保険に係る保険契約への加入について、保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員(保険募集人である者を除く。)、保険募集人、保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人又は金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。)(保険媒介業務を行う者に限る。以下この項におい

る。以下この項において同じ。）若しくはその役員若しくは使用人（同法第七十四条の規定による届出が行われているものに限る。以下この項において同じ。）が法第二百九十四条第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により保険契約者及び被保険者に対し情報の提供を行わなければならない場合において、いずれか一の者が第三項各号（第四号を除く。）に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、他の者（金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人を除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該保険契約者及び被保険者に対し、同項各号（第四号を除く。）に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

〔9・10 略〕

て同じ。）若しくはその役員若しくは使用人（同法第七十四条の規定による届出が行われているものに限る。以下この項において同じ。）が法第二百九十四条第一項（金融サービスの提供に関する法律第三十条において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により保険契約者及び被保険者に対し情報の提供を行わなければならない場合において、いずれか一の者が第三項各号（第四号を除く。）に掲げる方法により情報の提供を行ったときは、他の者（金融サービス仲介業者又はその役員若しくは使用人を除く。）は、同項の規定にかかわらず、当該保険契約者及び被保険者に対し、同項各号（第四号を除く。）に掲げる方法により情報の提供を行うことを要しない。

〔9・10 同上〕

別紙様式第 19 号 (第 215 条第 1 項第 2 号関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

住 所

氏 名

(届出に係る者との関係)

廃 業 等 届 出 書

保険業法第 280 条第 1 項第 2 号から第 7 号までの一に該当することとなりましてので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登 録 番 号	第 号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年 月 日
事 由 [該当に○]	<input type="checkbox"/> 業務廃止 (保険業法第 280 条第1項第2号)
	<input type="checkbox"/> 死 亡 (保険業法第 280 条第1項第3号)
	<input type="checkbox"/> 破 産 (保険業法第 280 条第1項第4号)
	<input type="checkbox"/> 合併による消滅 (保険業法第 280 条第1項第5号)
	<input type="checkbox"/> 解 散 (保険業法第 280 条第1項第6号)
<input type="checkbox"/> <u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成 12 年法律第 101</u>	

別紙様式第 19 号 (第 215 条第 1 項第 2 号関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

住 所

氏 名

(届出に係る者との関係)

廃 業 等 届 出 書

保険業法第 280 条第 1 項第 2 号から第 7 号までの一に該当することとなりましてので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登 録 番 号	第 号
商号、名称又は氏名	
事由発生年月日	年 月 日
事 由 [該当に○]	<input type="checkbox"/> 業務廃止 (保険業法第 280 条第1項第2号)
	<input type="checkbox"/> 死 亡 (保険業法第 280 条第1項第3号)
	<input type="checkbox"/> 破 産 (保険業法第 280 条第1項第4号)
	<input type="checkbox"/> 合併による消滅 (保険業法第 280 条第1項第5号)
	<input type="checkbox"/> 解 散 (保険業法第 280 条第1項第6号)
<input type="checkbox"/> <u>金融サービスの提供に関する法律(平成 12 年法律第 101 号)第 12 条の登録</u>	

号)第12条の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第16条第1項の変更登録(保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)(保険業法第280条第1項第7号)

(記載上の注意)

[略]

別紙様式第23号(第220条第1項第2号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号() ー

氏 名

(届出に係る者との関係)

廃業等届出書

保険業法第290条第1項第2号から第7号までの一に該当することとなりましてので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	第 号
商号、名称又は氏名	
事由発生日	年 月 日

(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)又は同法第16条第1項の変更登録(保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)(保険業法第280条第1項第7号)

(記載上の注意)

[同左]

別紙様式第23号(第220条第1項第2号関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

(郵便番号 ー)

住 所

電話番号() ー

氏 名

(届出に係る者との関係)

廃業等届出書

保険業法第290条第1項第2号から第7号までの一に該当することとなりましてので、同項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	第 号
商号、名称又は氏名	
事由発生日	年 月 日

<p>〔 〕業務廃止 (保険業法第 290 条第1項第2号)</p> <p>〔 〕死 亡 (保険業法第 290 条第1項第3号)</p> <p>〔 〕破 産 (保険業法第 290 条第1項第4号)</p> <p>〔 〕合併による消滅 (保険業法第 290 条第1項第5号)</p> <p>〔 〕解 散 (保険業法第 290 条第1項第6号)</p> <p>〔 〕<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成 12 年法律第 101 号)第 12 条の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)</u>又は同法第 16 条第1項の変更登録(保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)(保険業法第 290 条第1項第7号)</p>	<p>〔 〕業務廃止 (保険業法第 290 条第1項第2号)</p> <p>〔 〕死 亡 (保険業法第 290 条第1項第3号)</p> <p>〔 〕破 産 (保険業法第 290 条第1項第4号)</p> <p>〔 〕合併による消滅 (保険業法第 290 条第1項第5号)</p> <p>〔 〕解 散 (保険業法第 290 条第1項第6号)</p> <p>〔 〕<u>金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成 12 年法律第 101 号)第 12 条の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)</u>又は同法第 16 条第1項の変更登録(保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)(保険業法第 290 条第1項第7号)</p>
--	--

(記載上の注意)

【略】

<p>〔 〕業務廃止 (保険業法第 290 条第1項第2号)</p> <p>〔 〕死 亡 (保険業法第 290 条第1項第3号)</p> <p>〔 〕破 産 (保険業法第 290 条第1項第4号)</p> <p>〔 〕合併による消滅 (保険業法第 290 条第1項第5号)</p> <p>〔 〕解 散 (保険業法第 290 条第1項第6号)</p> <p>〔 〕<u>金融サービスの提供に関する法律(平成 12 年法律第 101 号)第 12 条の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)</u>又は同法第 16 条第1項の変更登録(保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)(保険業法第 290 条第1項第7号)</p>	<p>〔 〕業務廃止 (保険業法第 290 条第1項第2号)</p> <p>〔 〕死 亡 (保険業法第 290 条第1項第3号)</p> <p>〔 〕破 産 (保険業法第 290 条第1項第4号)</p> <p>〔 〕合併による消滅 (保険業法第 290 条第1項第5号)</p> <p>〔 〕解 散 (保険業法第 290 条第1項第6号)</p> <p>〔 〕<u>金融サービスの提供に関する法律(平成 12 年法律第 101 号)第 12 条の登録(保険媒介業務の種別に係るものに限る。)</u>又は同法第 16 条第1項の変更登録(保険媒介業務の種別の追加に係るものに限る。)(保険業法第 290 条第1項第7号)</p>
--	--

(記載上の注意)

【同左】

備考 表中の「」の記載は省略である。

(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則の一部改正)

第八条 投資信託及び投資法人に関する法律施行規則(平成十二年総理府令第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">改 正 前</p>
<p>(監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者) 第六百六十四条 法第百条第六号に規定する監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者として内閣府令で定めるものは、次に掲げる者とする。</p> <p>〔一〇七 略〕</p> <p>八 当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等、金融商品仲介業者（金融商品取引法第十二条第二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一百一十号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの</p> <p>九 〔略〕</p>	<p>(監督役員の職務の遂行に支障を来すおそれがある者) 第六百六十四条 〔同上〕</p> <p>〔一〇七 同上〕</p> <p>八 当該投資法人の発行する投資法人債を引き受ける者の募集の委託を受けた金融商品取引業者等、金融商品仲介業者（金融商品取引法第十二条第二項に規定する金融商品仲介業者をいう。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくは金融サービス仲介業者（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一百一十号）第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、同条第四項に規定する有価証券等仲介業務を行う者に限る。以下この号及び第二百条第八号において同じ。）若しくはこれらの子会社の役員若しくは使用人若しくは個人である金融商品仲介業者若しくは金融サービス仲介業者又はこれらの者のうちの一若しくは二以上であったもの</p> <p>九 〔同上〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正)

第九条 内閣府の所管する金融関連法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成十七年内閣府令第二十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		別表第一（第三条関係）	[略]	金融サービスの提供 及び利用環境の整備 等に関する法律（平 成十二年法律第百一 号）	[略]
別表第二（第四条関係）		[略]	[略]	金融サービスの提供 及び利用環境の整備 等に関する法律	[略]

改正前		別表第一（第三条関係）	[同上]	金融サービスの提供 に関する法律（平成 十二年法律第百一号 ）	[同上]
別表第二（第四条関係）		[同上]	[同上]	金融サービスの提供 に関する法律	[同上]

[略]

別表第三（第五条関係）

[略]	金融サービスの提供 及び利用環境の整備 等に関する法律
[略]	[略]

別表第四（第八条関係）

[略]	金融サービスの提供 及び利用環境の整備 等に関する法律
[略]	[略]

[同上]

別表第三（第五条関係）

[同上]	金融サービスの提供 に関する法律
[同上]	[同上]

別表第四（第八条関係）

[同上]	金融サービスの提供 に関する法律
[同上]	[同上]

〔略〕

別表第五（第十条関係）

〔略〕

金融サービスの提供
及び利用環境の整備
等に関する法律

〔略〕

〔同上〕

別表第五（第十条関係）

〔同上〕

金融サービスの提供
に関する法律

〔同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正)

第十条 金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義) 第一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 この府令(第十六号に掲げる用語にあつては、第九十九号第十号、第二百一条第二十四号、第二百二条第十八号、次章第四節の二及び別紙様式第十七号の二から別紙様式第十七号の六までを除く。)において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一」三十六 略」</p> <p>三十七 金融商品仲介行為 法第六十六条の十一に規定する金融商品仲介行為(金融サービス仲介業者(金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。)を行う者に限る。以下同じ。)にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第四項各号に掲げる行為)をいう。</p> <p>「三十八」五十 略」</p>	<p>(定義) 第一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>3 「同上」</p> <p>「一」三十六 同上」</p> <p>三十七 金融商品仲介行為 法第六十六条の十一に規定する金融商品仲介行為(金融サービス仲介業者(金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいい、有価証券等仲介業務(同条第四項に規定する有価証券等仲介業務をいう。以下同じ。)を行う者に限る。以下同じ。)にあつては、金融サービスの提供に関する法律第十一条第四項各号に掲げる行為)をいう。</p> <p>「三十八」五十 同上」</p> <p>「同上」</p>

(届出業務)

第六十八条 法第三十五条第二項第七号に規定する内閣府令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

〔一〇四 略〕

五 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集に係る業務又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務

〔六〇十二 略〕

十三 金融機関代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六十六条第二項に規定する特定信用事業代理業、農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）

〔十四〇二十四 略〕

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項)

(届出業務)

第六十八条 〔同上〕

〔一〇四 同上〕

五 保険業法第二条第二十六項に規定する保険募集に係る業務又は金融サービスの提供に関する法律第十一条第三項に規定する保険媒介業務

〔六〇十二 同上〕

十三 金融機関代理業（銀行法第二条第十四項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第十六条の五第二項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第八十五条の二第二項に規定する信用金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第二項に規定する信用協同組合代理業、労働金庫法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業、農業協同組合法第九十二条の二第二項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第六十六条第二項に規定する特定信用事業代理業、農林中央金庫法第九十五条の二第二項に規定する農林中央金庫代理業又は金融サービスの提供に関する法律第十一条第二項に規定する預金等媒介業務をいう。以下同じ。）

〔十四〇二十四 同上〕

(有価証券の売買その他の取引に係る契約締結前交付書面の共通記載事項)

第八十三条 「略」

- 2 一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の三第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十七条の三第一項に規定する書面。以下この項において同じ。）を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

3 「略」

（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）

第百条 「略」

- 2 一の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について二以上の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の四第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。）

第八十三条 「同上」

- 2 一の有価証券の売買その他の取引について二以上の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の三第一項（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により顧客に対し契約締結前交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十七条の三第一項に規定する書面。以下この項において同じ。）を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結前交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結前交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

3 「同上」

（有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る契約締結時交付書面の共通記載事項）

第百条 「同上」

- 2 一の有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等について二以上の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が法第三十七条の四第一項（金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定により顧客に

（の規定により顧客に対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十七条の四第一項に規定する書面。以下この項において同じ。）を交付しなければならぬ場合において、いずれか一の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

3

〔略〕

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）
第百五十三条 法第四十四条の三第一項第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

〔一〕六 略〕

七 有価証券関連業を行う金融商品取引業者（第一種金融商品取引業を行う者に限る。）が発行者等に関する非公開情報を当該金融商品取引業者の親法人等若しくは子法人等から受領し、又は当該親法人等若しくは子法人等に提供すること（次に掲げる場合において行うものを除く。）。

〔イ〕ハ 略〕

二 当該金融商品取引業者の親銀行等若しくは子銀行等である所

対し契約締結時交付書面（金融サービス仲介業者にあつては、金融サービスの提供に関する法律第三十一条第二項において準用する法第三十七条の四第一項に規定する書面。以下この項において同じ。）を交付しなければならない場合において、いずれか一の金融商品取引業者等（金融サービス仲介業者を含む。）が前項各号に掲げる事項を記載した契約締結時交付書面を交付したときは、他の金融商品取引業者等は、同項の規定にかかわらず、契約締結時交付書面に同項各号に掲げる事項を記載することを要しない。

3

〔同上〕

（金融商品取引業者の親法人等又は子法人等が関与する行為の制限）
第百五十三条 〔同上〕

〔一〕六 同上〕

七 〔同上〕

〔イ〕ハ 同上〕

二 当該金融商品取引業者の親銀行等若しくは子銀行等である所

属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する所属組合、農林中央金庫又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する相手方金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次の(1)若しくは(2)に掲げる情報を受領する場合又は次の(3)若しくは(4)に掲げる情報を提供する場合

〔1〕(4) 略

〔ホ〕又 略

〔ハ〕十五 略

〔2〕4 略

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第九十九条 金融商品取引業者にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定

属金融機関（銀行法第二条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第百六条第三項に規定する所属組合、農林中央金庫又は金融サービスの提供に関する法律第二十九条において読み替えて準用する銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する相手方金融機関をいう。以下同じ。）の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、次の(1)若しくは(2)に掲げる情報を受領する場合又は次の(3)若しくは(4)に掲げる情報を提供する場合

〔1〕(4) 同上

〔ホ〕又 同上

〔ハ〕十五 同上

〔2〕4 同上

（金融商品取引業者が休止等の届出を行う場合）

第九十九条 〔同上〕

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）

に係る部分に限る。)若しくはハ、第三号(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)若しくは第四号(二に係る部分を除く。)又は次号イに該当することとなった場合

「二〇十五 略」

(登録金融機関が休止等の届出を行う場合)

第二百条 登録金融機関にあつては、法第五十条第一項第八号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第三十三条の五第一項第一号(法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)又は第二号に該当することとなった場合

「二〇十一 略」

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一〇七 略」

八 第九十九条第一号又は前条第一号に該当する場合 次のイからへまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからへまでに掲げる事項

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法又

若しくはハ、第三号(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)若しくは第四号(二に係る部分を除く。)又は次号イに該当することとなった場合

「二〇十五 同上」

(登録金融機関が休止等の届出を行う場合)

第二百条 「同上」

一 法第三十三条の五第一項第一号(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)又は第二号に該当することとなった場合

「二〇十一 同上」

(届出書に記載すべき事項)

第二百一条 「同上」

「一〇七 同上」

八 「同上」

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法又

は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号(法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二百二十一条第二号及び第二百三十二条の五第二号を除き、以下「登録等」という。)又は法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略

ロ 「略」

ハ 金融商品取引業者が第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号(同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において受けている同種類の登録若しくは許可(当該登録又は許可に類する認可その他の行政処分を含む。第二百二十一条第二号及び第二百三十二条の五第二号を除き、以下「登録等」という。)又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該金融商品取引業者等が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上

ロ 「同上」

ハ 「同上」

〔1〕(5) 略〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔略〕

〔三〕へ 略〕

九 第九十九條第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略〕

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三條の二第二項

〔1〕(5) 同上〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔同上〕

〔三〕へ 同上〕

九 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上〕

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三條の二第二項

から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔十〇十九 略〕

二十 第九十九条第十一号ハに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当すること

から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔十〇十九 同上〕

二十 「同上」

イ 「同上」

〔1〕(5) 同上〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

ロ 「同上」

となった事実を知った場合にあっては、次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の六十一第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕・〔9〕 略

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

ハ 〔略〕

〔二十一〕～〔二十七〕 略

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の六十一第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕・〔9〕 同上

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔二十一〕～〔二十七〕 同上

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 法第五十条第一項の規定により届出を行う金融商品取引業者等(第三号において「届出者」という。)は、前条に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一〇六 略〕

七 第九十九条第一号に該当する場合 次のイからニまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからニまでに掲げる書類

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号(法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

〔(1)・(2) 略〕

〔ロ〇二 略〕

〔八〇九 略〕

(廃業等の届出)

第二百四条 〔略〕

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各

(届出書に添付すべき書類)

第二百二条 〔同上〕

〔一〇六 同上〕

七 〔同上〕

イ 金融商品取引業者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合又は登録金融機関が法第三十三条の五第一項第一号(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあつては、次に掲げる書類

〔(1)・(2) 同上〕

〔ロ〇二 同上〕

〔八〇九 同上〕

(廃業等の届出)

第二百四条 〔同上〕

2 〔同上〕

号に定める書類を添付しなければならない。

〔一〇六 略〕

七 法第五十条の二第一項第八号に該当する場合 金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面の写し

（合併等の届出）

第二百八条の三十一 法第五十七条の十八第一項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を金融庁長官に提出してしなければならない。

〔一・二 略〕

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合 次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行った法第六十三条第二項

〔一〇六 同上〕

七 法第五十条の二第一項第八号に該当する場合 金融サービスの提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面の写し

（合併等の届出）

第二百八条の三十一 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合 次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第

、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略〕

ロ 〔略〕

四 次条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 〔略〕

〔五〕十 略〕

十一 次条第九号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区

一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上〕

ロ 〔同上〕

四 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上〕

へ 当該役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 〔同上〕

〔五〕十 同上〕

十一 〔同上〕

分に応じ、当該イ及びロに定める事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合 次に定める事項

〔(1)～(5) 略〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔略〕

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合 次に掲げる事項

〔(1)・(2) 略〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項

イ 〔同上〕

〔(1)～(5) 同上〕

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 〔同上〕

ロ 〔同上〕

〔(1)・(2) 同上〕

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十六条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項

又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略〕

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

〔十二〕十八 略〕

2 前項の届出書には、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

三 次条第一号に該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに定める書類

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合 次に掲げる書類

又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 同上〕

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

〔十二〕十八 同上〕

2 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合 次に掲げる書類

〔1〕・〔2〕 略〕

ロ 〔略〕

〔四〕十 略〕

（合併等の届出を行う場合）

第二百八条の三十二 法第五十七条の十八第一項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

〔二〕十二 略〕

（変更の届出を要する場合）

第二百二十三条 法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〕五 略〕

六 法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ニからへまで、ト（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合

〔七〕十二 略〕

（変更の届出を要する場合）

〔1〕・〔2〕 同上〕

ロ 〔同上〕

〔四〕十 同上〕

（合併等の届出を行う場合）

第二百八条の三十二 〔同上〕

一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなった場合

〔二〕十二 同上〕

（変更の届出を要する場合）

第二百二十三条 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

六 法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ニからへまで、ト（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合

〔七〕十二 同上〕

（変更の届出を要する場合）

第二百三十二条の八 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の五第二項に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

〔一〇五 略〕

六 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ホ、へ、ト（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合
〔七〇十一 略〕

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二 法第六十三条の二第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合
〔二〇七 略〕

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に

第二百三十二条の八 〔同上〕

〔一〇五 同上〕

六 法第六十条の十四第二項において準用する法第六十条の三第一項第一号イ、ロ、ホ、へ、ト（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はチに規定する者に該当することとなった場合
〔七〇十一 同上〕

（特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合）

第二百四十一条の二 〔同上〕

一 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合
〔二〇七 同上〕

（特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十二条 〔同上〕

定める事項を記載した届出書を特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

三 前条第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略〕

ロ 〔略〕

ハ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第三号（同項第二号イ及び重要な使用人に係る部分を除く。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上〕

ロ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕(5) 同上〕

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

四 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項

「イ」ホ 略

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整

(6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。次号において同じ。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

四 「同上」

「イ」ホ 同上

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十

備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

〔五〇九 略〕

2 「略」

(特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)

第二百四十二条の二 法第六十三条の二第三項の規定により届出を行う特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

一 第二百四十一条の二第一号に該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕・〔2〕 略

〔ロ・ハ 略〕

〔二〇四 略〕

2 「略」

(海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔五〇九 同上〕

2 「同上」

(特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類)

第二百四十二条の二 「同上」

一 「同上」

イ 特例業務届出者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕・〔2〕 同上

〔ロ・ハ 同上〕

〔二〇四 同上〕

2 「同上」

(海外投資家等特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

第二百四十六条の二十三 法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法人にあつては、次に掲げる場合

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなつた場合

〔ロ〕ニ 略〕

二 個人にあつては、次に掲げる場合

イ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ

（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）に該当することとなつた場合

ロ 〔略〕

〔三〕七 略〕

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十六条の二十四 法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を海外投資家等特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一・二 略〕

第二百四十六条の二十三 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなつた場合

〔ロ〕ニ 同上〕

二 〔同上〕

イ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ

（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）に該当することとなつた場合

ロ 〔同上〕

〔三〕七 同上〕

（海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出）

第二百四十六条の二十四 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 前条第一号イ又は第二号イに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該海外投資家等特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該海外投資家等特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略

ロ 〔略〕

ハ 個人である海外投資家等特例業務届出者が第百九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）(3)において同じ。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

〔1〕(4) 略

三 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該海外投資家等特例業務届出者が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該海外投資家等特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上

ロ 〔同上〕

ハ 〔同上〕

〔1〕(4) 同上

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四第十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 「略」

四 前条第一号ロ又は第二号ロに該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四第十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 「同上」

四 「同上」

〔イ〕ホ 同上

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十

備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

五 「略」

六 前条第一号ニに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなった事実を知った場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(2) 略

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当す

六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

五 「同上」

六 「同上」

イ 「同上」

〔1〕(5) 同上

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕(2) 同上

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当す

る場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 略

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔略〕

〔七〕十 略

2 〔略〕

(海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類

る場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕(9) 同上

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 〔同上〕

〔七〕十 同上

2 〔同上〕

(海外投資家等特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類

第二百四十六条の二十五 法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う海外投資家等特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 第二百四十六条の二十三第一号イ又は第二号イに該当する場合
次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

〔1〕・〔2〕 略

〔ロ〕・ハ 略

〔二〕・六 略

2 略

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条 略

2 法第六十四条の四第二号から第四号までの規定により届出を行う金融商品取引業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

〔一〕・四 略

第二百四十六条の二十五 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類

〔1〕・〔2〕 同上

〔ロ〕・ハ 同上

〔二〕・六 同上

2 〔同上〕

（登録事項の変更等の届出）

第二百五十二条 〔同上〕

2 〔同上〕

〔一〕・四 同上

五 法第六十四条の四第三号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合に限る。）次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔六・七 略〕

〔3・4 略〕

（金融商品仲介業者の廃業等の届出）

第二百八十六条 「略」

2 法第六十六条の十九第一項の規定により届出を行う者は、前項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一〇六 略〕

五 「同上」

イ 「同上」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔六・七 同上〕

〔3・4 同上〕

（金融商品仲介業者の廃業等の届出）

第二百八十六条 「同上」

2 「同上」

〔一〇六 同上〕

七 法第六十六条の十九第一項第六号に該当する場合、金融サービス
の提供及び利用環境の整備等に関する法律第十四条第二項（同
法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による
通知に係る書面の写し

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条 「略」

2 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第二号
から第四号までの規定により届出を行う金融商品仲介業者は、次の
各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した
届出書を管轄財務局長等に提出しなければならない。

「一〇四 略」

五 法第六十六条の二十五において準用する法第六十四条の四第三
号に該当する場合（法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該
当することとなった場合に限る。） 次に掲げる事項

イ 「略」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びそ
の理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十
条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条
の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用す
る場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第
三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む
。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の

七 法第六十六条の十九第一項第六号に該当する場合、金融サービス
の提供に関する法律第十四条第二項（同法第十六条第二項にお
いて準用する場合を含む。）の規定による通知に係る書面の写し

（登録事項の変更等の届出）

第二百九十二条 「同上」

2 「同上」

「一〇四 同上」

五 「同上」

イ 「同上」

ロ 行政手続法第十五条の規定による通知があった年月日及びそ
の理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七（法第六十
条の十四第二項において準用する場合を含む。）、第六十三条
の二第二項、第三項（法第六十三条の三第二項において準用す
る場合を含む。）若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第
三項（法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む
。）若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の

四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔六・七 略〕

〔3・4 略〕

（開始等の届出を行う場合）

第三百四十一条 法第六十六条の六十第四号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- 一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第六十六条の五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）若しくはロ若しくは第七号又は次号イに該当することとなつた場合

〔二〇八 略〕

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を所管金融庁長官等に提出しなければならない。

〔一〇三 略〕

四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔六・七 同上〕

〔3・4 同上〕

（開始等の届出を行う場合）

第三百四十一条 〔同上〕

- 一 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第六十六条の五十三第五号ロ若しくはハ、第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）若しくはロ若しくは第七号又は次号イに該当することとなつた場合

〔二〇八 同上〕

（届出書に記載すべき事項）

第三百四十二条 〔同上〕

〔一〇三 同上〕

四 前条第一号に該当する場合 次のイからトまでに掲げる場合の

区分に応じ、当該イからトまでに掲げる事項

イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる事項

- (1) 法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略

〔ロ〕ニ 略

ホ 高速取引行為者が前条第二号イ又は法第六十六条の五十三第六号イ（同条第五号イ(1)に係る部分を除く。）に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略

- (6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の

四 〔同上〕

イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる事項

- (1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において受けている同種類の登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該高速取引行為者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上

〔ロ〕ニ 同上

ホ 〔同上〕

〔1〕(5) 同上

- (6) 当該者が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の

二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

〔へ・ト 略〕

五 前条第二号に該当する場合 次に掲げる事項
〔イ〕ホ 略

へ 当該役員が法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合に於ては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十條の二第一項、第六十條の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十三條の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

二第一項、第六十条の七（法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）、第六十三條の二第二項、第三項（法第六十三條の三第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十三條の十第二項、第三項（法第六十三條の十一第二項において準用する場合を含む。次号へにおいて同じ。）若しくは第四項、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

〔へ・ト 同上〕

五 「同上」
〔イ〕ホ 同上

へ 当該役員が法第二十九條の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合に於ては、行政手続法第十五條の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十條の二第一項、第六十條の七、第六十三條の二第二項から第四項まで、第六十三條の十第二項から第四項まで、第六十六條の十九第一項、第六十六條の四十第一項若しくは第六十六條の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六條第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

〔六〇十一 略〕

2
〔略〕

(届出書に添付すべき書類)

第三百四十三条 法第六十六条の六十の規定により届出を行う高速取引行為者は、前条第一項の届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

〔一・二 略〕

三 第三百四十一条第一号に該当する場合 次のイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからホまでに掲げる書類

イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕(2) 略〕

〔ロ〕ホ 略〕

〔四〕七 略〕

2
〔略〕

附 則

(移行期間特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

〔六〇十一 同上〕

2
〔同上〕

(届出書に添付すべき書類)

第三百四十三条 〔同上〕

〔一・二 同上〕

三 〔同上〕

イ 高速取引行為者が法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる書類

〔1〕(2) 同上〕

〔ロ〕ホ 同上〕

〔四〕七 同上〕

2
〔同上〕

附 則

(移行期間特例業務届出者が廃業等の届出を行う場合)

第五十条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十第三項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合（法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、第八号に掲げる場合を除く。）とする。

一 法人にあつては、次に掲げる場合

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなつた場合

〔ロ〕ニ 略〕

二 個人にあつては、次に掲げる場合

イ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）に該当することとなつた場合

ロ 〔略〕

〔三〕八 略〕

九 法附則第三条の三第七項において準用する場合にあつては、当該外国投資運用業者に関する次に掲げる場合

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の

第五十条 〔同上〕

一 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）又はハに該当することとなつた場合

〔ロ〕ニ 同上〕

二 〔同上〕

イ 第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。）若しくはハ若しくは第二号ロからチまで若しくはリ（同項第一号ハに規定する法律の規定に係る部分を除く。）に該当することとなつた場合

ロ 〔同上〕

〔三〕八 同上〕

九 〔同上〕

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る

規定に係る部分に限る。)又はハに該当することとなった場合
「ロ」又 略」

(移行期間特例業務届出者の廃業等の届出)

第五十一条 法附則第三条の三第四項(同条第七項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定により適用する法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を記載した届出書を移行期間特例業務届出所管金融庁長官等に提出しなければならない。

「一・二 略」

三 前条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる事項

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者(前条第九号イに該当する場合にあっては、当該外国投資運用業者。(1)において同じ。)が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供及び

。又はハに該当することとなった場合
「ロ」又 同上」

(移行期間特例業務届出者の廃業等の届出)

第五十一条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ(法又は金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る。)に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる事項

(1) 法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者(前条第九号イに該当する場合にあっては、当該外国投資運用業者。(1)において同じ。)が当該外国において受けている登録等又は法若しくは金融サービスの提供に関する法律に相当する外

利用環境の整備等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 略

ロ 「略」

ハ 個人である移行期間特例業務届出者が第九十九条第二号イ又は法第二十九条の四第一項第二号ロからチまで若しくは(同項第一号ハ)に規定する法律の規定に係る部分を除く。(3)において同じ。)に該当することとなつた場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(4) 略

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項(法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四

国の法令の規定により当該移行期間特例業務届出者が当該外国において行った法第六十三条第二項、第六十三条の三第一項、第六十三条の九第一項若しくは第六十三条の十一第一項の規定による届出と同種類の届出の内容

〔2〕(4) 同上

ロ 「同上」

ハ 「同上」

〔1〕(4) 同上

(5) 法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなつた場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七(法第六十条の十四第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)、第六十三条の二第二項、第三項(法第六十三条の三第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))若しくは第四項、第六十三条の十第二項、第三項(法第六十三条の十一第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。))若しくは第四項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四

十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 「略」

四 前条第一号ロ、第二号ロ又は第九号ロに該当する場合 次に掲げる事項

〔イ〕ホ 略

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「略」

五 「略」

六 前条第一号ニ又は第九号ニに該当する場合 次のイ及びロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ及びロに掲げる事項

イ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(1)又は(2)に該当することとなった事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕(5) 略

十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(6) 「同上」

四 「同上」

〔イ〕ホ 同上

へ 当該役員又は重要な使用人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

ト 「同上」

五 「同上」

六 「同上」

イ 「同上」

〔1〕(5) 同上

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「略」

ロ 主要株主が第九十九条第十一号ハ(3)又は(4)に該当することとなつた事実を知つた場合にあつては、次に掲げる事項

〔1〕・〔2〕 略

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕・〔9〕 略

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の

(6) 当該主要株主又は代理人が法第二十九条の四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(7) 「同上」

ロ 「同上」

〔1〕・〔2〕 同上

(3) 当該主要株主が法第二十九条の四第一項第一号ロに該当する場合にあつては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項若しくは第三項、第六十条の十第二項若しくは第三項、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービスの提供に関する法律第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

〔4〕・〔9〕 同上

(10) 当該主要株主である法人を代表する役員が法第二十九条の

四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス^{（一）}の提供及び利用環境の整備等に関する法律^{（二）}第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「略」

〔七〇十一 略〕

2

「略」

（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第五十二条 法附則第三条の三第四項（同条第七項において準用する場合を含む。）の規定により適用する法第六十三条の十第三項の規定により届出を行う移行期間特例業務届出者は、前条第一項に規定する事項を記載した届出書に、次の各号に掲げる場合の区分に該当する場合には、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- 一 附則第五十条第一号イ、第二号イ又は第九号イに該当する場合に 次のイからハまでに掲げる場合の区分に応じ、当該イからハまでに掲げる書類

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービス^{（一）}の提供及び利用環境の整備等に関する法律^{（二）}に相当する外国の法令の

四第一項第二号へ又はトに該当することとなった場合にあっては、行政手続法第十五条の規定による通知があつた年月日及びその理由並びに法第五十条の二第一項、第六十条の七、第六十三条の二第二項から第四項まで、第六十三条の十第二項から第四項まで、第六十六条の十九第一項、第六十六条の四十第一項若しくは第六十六条の六十一第一項又は金融サービス^{（一）}の提供に関する法律^{（二）}第十六条第三項の規定による届出をした年月日及びその理由

(11) 「同上」

〔七〇十一 同上〕

2

「同上」

（移行期間特例業務届出者の廃業等の届出書に添付すべき書類）

第五十二条 「同上」

- 一 「同上」

イ 法第二十九条の四第一項第一号イ（法又は金融サービス^{（一）}の提供に関する法律^{（二）}に相当する外国の法令の規定に係る部分に限る

<p>規定に係る部分に限る。()に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>〔1〕(2) 略</p> <p>〔ロ・ハ 略</p> <p>〔二〇七 略</p> <p>2 〔略</p>	<p>。()に該当することとなった場合にあっては、次に掲げる書類</p> <p>〔1〕(2) 同上</p> <p>〔ロ・ハ 同上</p> <p>〔二〇七 同上</p> <p>2 〔同上</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

(特定金融指標算出者に関する内閣府令の一部改正)

第十一条 特定金融指標算出者に関する内閣府令(平成二十七年内閣府令第三十九号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第九条 法第五十六条の八十七第二項に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>「一〇九 略」</p> <p>十 特定金融指標算出業務が適正に遂行されることを確保するための内部監督に係る部門（以下「内部監督部門」という。）に関する次に掲げる事項</p> <p>イ 内部監督部門の職務（次に掲げる職務を含む。）</p> <p>〔1〕(9) 略</p> <p>(10) 特定金融指標が算出基礎情報を基礎として算出されるものである場合には、次に掲げる職務</p> <p>〔i〕(ii) 略</p> <p>(iii) 法第三十八条第七号若しくは第六十六条の十四第一号ハ（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第一号）第三十一条第一項において準用する場合を含む。）に該当する行為又はそのおそれのある行為がなされた場合における金融庁長官への報告</p> <p>〔ロ・ハ 略〕</p> <p>〔十一〕二十 略</p> <p>2 〔略〕</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p>(業務規程の記載事項)</p> <p>第九条 〔同上〕</p> <p>「一〇九 同上」</p> <p>十 〔同上〕</p> <p>イ 〔同上〕</p> <p>〔1〕(9) 同上</p> <p>(10) 〔同上〕</p> <p>〔i〕(ii) 同上</p> <p>(iii) 法第三十八条第七号若しくは第六十六条の十四第一号ハ（金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第一号）第三十一条第一項において準用する場合を含む。）に該当する行為又はそのおそれのある行為がなされた場合における金融庁長官への報告</p> <p>〔ロ・ハ 同上〕</p> <p>〔十一〕二十 同上</p> <p>2 〔同上〕</p>

備考 表中の「」の記載は注記である。

(金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部改正)

第十二条 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令(令和三年内閣府令第三十五号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」、「金融サービス仲介業務」、「指定紛争解決機関」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号。以下「法」という。)第二条又は第十一条に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会、金融サービス仲介業務、指定紛争解決機関、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第二条 「略」</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」、「金融サービス仲介業務」、「指定紛争解決機関」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ金融サービスの提供に関する法律(以下「法」という。)第二条又は第十一条に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会、金融サービス仲介業務、指定紛争解決機関、苦情処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。</p> <p>(電磁的方法)</p> <p>第二条 「同上」</p>

2 前項各号に掲げる方法は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

「一・二 略」

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日（次条第一項第二号に掲げる規定又は同項第三号に掲げる規定（第六十二条第一項第十一号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に限る。）による書面の交付にあつては保険契約の保険期間の終了の日、次条第一項第三号に掲げる規定（第六十二条第一項第十一号を除く。）による書面の交付にあつては保険契約を締結した日とする。）以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号。以下「令」という。）第三十三条第一項又は次条第二項の規定による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 略」

四 「略」

2 「同上」

「一・二 同上」

三 前項第一号ハ又はニに掲げる方法にあつては、記載事項に掲げられた取引を最後に行った日（次条第一項第二号に掲げる規定又は同項第三号に掲げる規定（第六十二条第一項第十一号（同条第三項において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）に限る。）による書面の交付にあつては保険契約の保険期間の終了の日、次条第一項第三号に掲げる規定（第六十二条第一項第十一号を除く。）による書面の交付にあつては保険契約を締結した日とする。）以後五年間（当該期間が終了する日までの間に当該記載事項に係る苦情の申出があつたときは、当該期間が終了する日又は当該苦情が解決した日のいずれか遅い日までの間）次に掲げる事項を消去し又は改変することができないものであること。ただし、閲覧に供している記載事項を書面により交付する場合、顧客の承諾（金融サービスの提供に関する法律施行令（以下「令」という。）第三十三条第一項又は次条第二項の規定による承諾をいう。）を得て前項第一号イ若しくはロ若しくは第二号に掲げる方法により提供する場合又は顧客による当該記載事項に係る消去の指図がある場合は、当該記載事項を消去することができる。

「イ・ロ 同上」

四 「同上」

(登録の申請)

第七条 法第十二条の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第十三条第一項の登録申請書に、同条第二項の規定により当該登録申請書に添付すべき書類を添付して、金融庁長官（令第四十七条第一項及び第四項並びに第四十八条第一項及び第四項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

(電子決済等代行業の届出書の記載事項)

第二十二条 金融サービス仲介業者が法第十八条第三項の規定による届出をする場合における銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の六十四の二の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。）が法第二条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合に限る」とあるのは「第一号から第三号までに掲げる事項とする」と、同項第一号中「電子決済等代行業者の利用者」とあるのは「電子決済等代行業に係る顧客」と、「登録申請者」とあるのは「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第十八条第三項の規定により届出を行う金融サービス仲介業者（次項にお

(登録の申請)

第七条 法第十二条の登録を受けようとする者は、別紙様式第一号により作成した法第十三条第一項の登録申請書に、同条第二項の規定により当該登録申請書に添付すべき書類を添付して、金融庁長官（令第四十六条第一項及び第四項並びに第四十七条第一項及び第四項の規定により財務局長又は福岡財務支局長に金融庁長官の権限が委任されている場合にあつては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下「金融庁長官等」という。）に提出しなければならない。

(電子決済等代行業の届出書の記載事項)

第二十二条 金融サービス仲介業者が法第十八条第三項の規定による届出をする場合における銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）第三十四条の六十四の二の規定の適用については、同条第一項中「次に掲げる事項とする。ただし、第四号に掲げる事項については、登録申請者（同項に規定する登録申請者をいう。以下この条及び第三十四条の六十四の四において同じ。）が法第二条第二十一項第一号に掲げる行為（第一条の三の三に定める行為を除く。）を行う場合に限る」とあるのは「第一号から第三号までに掲げる事項とする」と、同項第一号中「電子決済等代行業者の利用者」とあるのは「電子決済等代行業に係る顧客」と、「登録申請者」とあるのは「金融サービスの提供に関する法律第十八条第三項の規定により届出を行う金融サービス仲介業者（次項において「届出者」という

いて「届出者」という。）」と、同条第二項中「登録申請者」とあるのは「届出者」と、「登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）」とあるのは「届出書」とする。

（經由官庁等）

第七十条 金融サービス仲介業者は、法第十三条第一項の申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融サービス仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長、当該所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長（次項において「財務事務所長等」という。））を經由して提出しなければならない。ただし、令第四十七条第五項の規定により金融庁長官が指定するものに係る申請書等については、この限りでない。

〔2・3 略〕

。）」と、同条第二項中「登録申請者」とあるのは「届出者」と、「登録申請書（法第五十二条の六十一の三第一項の登録申請書をいう。第三十四条の六十四の四において同じ。）」とあるのは「届出書」とする。

（經由官庁等）

第七十条 金融サービス仲介業者は、法第十三条第一項の申請書その他法、令及びこの府令に規定する書類（以下この項及び次項において「申請書等」という。）を金融庁長官に提出するときは、当該金融サービス仲介業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長、当該金融サービス仲介業者が国内に営業所又は事務所を有しない場合にあっては関東財務局長、当該所在地が財務事務所、小樽出張所又は北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては財務事務所長、小樽出張所長又は北見出張所長（次項において「財務事務所長等」という。））を經由して提出しなければならない。ただし、令第四十六条第五項の規定により金融庁長官が指定するものに係る申請書等については、この限りでない。

〔2・3 同上〕

別紙様式第1号（第7条、第18条第1項、第19条第1項関係）
（日本産業規格A4）
（第1面）

財務（支）局長 殿	年 月 日
申請者	郵便番号
	住所又は所在地
	電話番号（ ）－
	商号又は名称
	氏名
	（法人にあっては、代表者の役職氏名） 〔法定代理人の商号・名称又は氏名〕 （申請者が未成年者の場合記入）
登録申請書	

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第13条第1項の規定により同法第12条の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意）
〔1～3 略〕

〔（第2面）～（第9面） 略〕

別紙様式第1号（第7条、第18条第1項、第19条第1項関係）
（日本産業規格A4）
（第1面）

財務（支）局長 殿	年 月 日
申請者	郵便番号
	住所又は所在地
	電話番号（ ）－
	商号又は名称
	氏名
	（法人にあっては、代表者の役職氏名） 〔法定代理人の商号・名称又は氏名〕 （申請者が未成年者の場合記入）
登録申請書	

金融サービスの提供に関する法律第13条第1項の規定により同法第12条の登録を申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

（記載上の注意）
〔1～3 同左〕

〔（第2面）～（第9面） 同左〕

別紙様式第5号(第26条第3項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号

(郵便番号 第 号)

住所又は所在地

電話番号 () 号

商号又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)
保証金等内訳書

1 保証金等の額

	届出後における金額	届出前における金額
金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律施行令第26条に規定する保証金の額	円	円
供託所へ供託した保証金の額 (金銭及び有価証券の額)	円	円
保証委託契約の契約金額	円	円

別紙様式第5号(第26条第3項関係)

(日本産業規格A4)

年 月 日

財務(支)局長 殿

登録番号 第 号

(郵便番号 第 号)

住所又は所在地

電話番号 () 号

商号又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)
保証金等内訳書

1 保証金等の額

	届出後における金額	届出前における金額
金融サービスの提供に関する法律施行令第26条に規定する保証金の額	円	円
供託所へ供託した保証金の額 (金銭及び有価証券の額)	円	円
保証委託契約の契約金額	円	円

金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の <u>填補限度額</u> (1 事故/期間中)	円 / 円	円 / 円
--	-------	-------

(記載上の注意)

[1～3 略]

2 届出後における保証金の内容

[(1)・(2) 略]

(3) 金融サービス仲介業者賠償責任保険契約

契約の相手方	契約年月日	保険期間の始期及び終期	填補限度額 (1 事故/期間中)	新規・既存の別
		～	円 / 円	

[表略]

別紙様式第 9 号 (第 159 条関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

登録番号 第 号

商号又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

保険契約の締結の媒介を行う役員・使用人に係る届出書

金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第 74

条の規定により下記のとおり届け出ます。なお、同法第 15 条第 5

金融サービス仲介業者賠償責任保険契約の <u>填補限度額</u> (1 事故/期間中)	円 / 円	円 / 円
--	-------	-------

(記載上の注意)

[1～3 同左]

2 届出後における保証金の内容

[(1)・(2) 同左]

(3) 金融サービス仲介業者賠償責任保険契約

契約の相手方	契約年月日	保険期間の始期及び終期	填補限度額 (1 事故/期間中)	新規・既存の別
		～	円 / 円	

[同左]

別紙様式第 9 号 (第 159 条関係)

(日本産業規格 A 4)

年 月 日

財務 (支) 局長 殿

登録番号 第 号

商号又は名称

氏名

(法人にあつては、代表者の役職氏名)

保険契約の締結の媒介を行う役員・使用人に係る届出書

金融サービスの提供に関する法律第 74 条の規定により下記の

とおり届け出ます。なお、同法第 15 条第 5 号ハ、(2)を除く。ニ

号ハ(2)を除く。)、ニ(同号ハ(2)に係る部分を除く。)のいずれにも該当しておりません。

記

【表略】
(記載上の注意)
【1・2 略】

別紙様式第10号(第162条関係)

外務員登録申請書

殿

収入印紙
消印しないこと

(同号ハ(2)に係る部分を除く。)のいずれにも該当しておりません。

記

【同左】
(記載上の注意)
【1・2 同左】

別紙様式第10号(第162条関係)

外務員登録申請書

殿

収入印紙
消印しないこと

【表略】
外務員の登録を受けたので、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律第75条第1項の規定により登録を申請します。

【表略】
(記載上の注意)
【1～4 略】

【同左】
外務員の登録を受けたので、金融サービスの提供に関する法律第75条第1項の規定により登録を申請します。

【同左】
(記載上の注意)
【1～4 同左】

備考 表中の「」の記載は正しいもの。

(金融庁組織規則の一部改正)

第十三条 金融庁組織規則(平成十年総理府令第八十一号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等) 第四条 〔略〕 〔2〕7 略〕</p> <p>8 マネーロンダリング・テロ資金供与対策企画室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 令第三条第一項第三十八号ヲに掲げる者の監督に關すること。 〔9〕13 略〕</p> <p>14 金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十八号ハ、ニ、カ及びヨに掲げる者の監督に關する事務をつかさどる。</p> <p>15 〔略〕</p> <p>16 貸金業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 令第三条第一項第三十八号ホ及びヘに掲げる者の監督に關すること。</p> <p>二 〔略〕</p> <p>17 〔略〕</p> <p>18 フィンテックモニタリング室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>(情報・分析室等及びマクロプルーデンス調整官等) 第四条 〔同上〕 〔2〕7 同上〕</p> <p>8 〔同上〕</p> <p>一 〔同上〕</p> <p>二 令第三条第一項第三十六号ヲに掲げる者の監督に關すること。 〔9〕13 同上〕</p> <p>14 金融サービス仲介業室は、リスク分析総括課の所掌事務のうち令第三条第一項第三十六号ハ、ニ、カ及びヨに掲げる者の監督に關する事務をつかさどる。</p> <p>15 〔同上〕</p> <p>16 〔同上〕</p> <p>一 令第三条第一項第三十六号ホ及びヘに掲げる者の監督に關すること。</p> <p>二 〔同上〕</p> <p>17 〔同上〕</p> <p>18 〔同上〕</p>

<p>一 令第三条第一項第三十八号イ、ロ、チからルまで及びワに掲げる者の監督に関する事。</p> <p>二 「略」</p> <p>〔19〕28 略〕</p> <p>(特別調査課の所掌事務)</p> <p>第二十一条 特別調査課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一 金融商品取引法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律(平成十二年法律第百一号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)に基づく犯則事件の調査(次号及び第二十三条第二十項から第二十三項まで)において「犯則事件の調査」という。)に関する事。</p> <p>二 「略」</p>	<p>一 令第三条第一項第三十六号イ、ロ、チからルまで及びワに掲げる者の監督に関する事。</p> <p>二 「同上」</p> <p>〔19〕28 同上〕</p> <p>(特別調査課の所掌事務)</p> <p>第二十一条 「同上」</p> <p>一 金融商品取引法、金融サービスの提供に関する法律(平成十二年法律第百一号)及び犯罪による収益の移転防止に関する法律(平成十九年法律第二十二号)に基づく犯則事件の調査(次号及び第二十三条第二十項から第二十三項まで)において「犯則事件の調査」という。)に関する事。</p> <p>二 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

附 則

この府令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和六年二月一日）から施行する。